



日本民間放送連盟

資料1 - 5

(H29.10.25)

規制改革推進会議

第6回投資等WG

電波利用に関する民放事業者の考え方

2017年10月25日

一般社団法人 日本民間放送連盟

1. 民放事業者の電波利用
2. 周波数オークションに関する民放の考え方
3. 電波利用料に関する民放の考え方

1. 民放事業者の電波利用

～はじめに～

- 電波は有限希少な資源であり、国民共有の財産です。
- 電波法は、電波の公平かつ能率的な利用を確保することにより、公共の福祉を増進することを目的としております。
その規律のもとで、民放事業者は60年以上にわたり、適切に周波数を利用して基幹放送局を運営し、放送番組を国民視聴者に送り届けてきました。

<公共の福祉の増進>

- ①国民の安全・安心の確保
- ②国民生活の利便性向上
- ③社会的な課題への対応
- ④国際競争力の強化と国際協調 など

1. 民放事業者の電波利用

～ 日本民間放送連盟について～



日本民間放送連盟

日本民間放送連盟(民放連)の使命は、放送倫理水準の向上をはかり、放送事業を通じて公共の福祉を増進し、その進歩発展を期するとともに、会員共通の問題を処理し、あわせて相互の親睦と融和を図ることにあります。

地上放送	194社	
ラジオ単営社	67社	(中波14社、短波1社、FM52社)
テレビ単営社	94社	
ラジオ・テレビ兼営社	33社	
衛星放送	12社	(うち音声放送のみ1社)
合計	206社	

1. 民放事業者の電波利用

～ 基幹放送の公共的役割 ～

基幹放送は社会の基本インフラであり、割り当てられた周波数を使って、公共的役割を果たしています。

- ・ 24時間・365日、途切れることなく番組や情報を送り届けています。
- ・ 国民・視聴者の知る権利に応えて健全な民主主義社会の発展に寄与しています(放送法第1条)。
- ・ 非常災害時のライフラインとして、国民の安心安全や生命財産を守るという極めて重要な役割を担っています。
- ・ 災害対策基本法により、民放事業者は指定地方公共機関に指定されています。



広島土砂災害
(2014年8月)

1. 民放事業者の電波利用

～ 基幹放送の公共的役割 ～



茨城水害
(2015年9月)

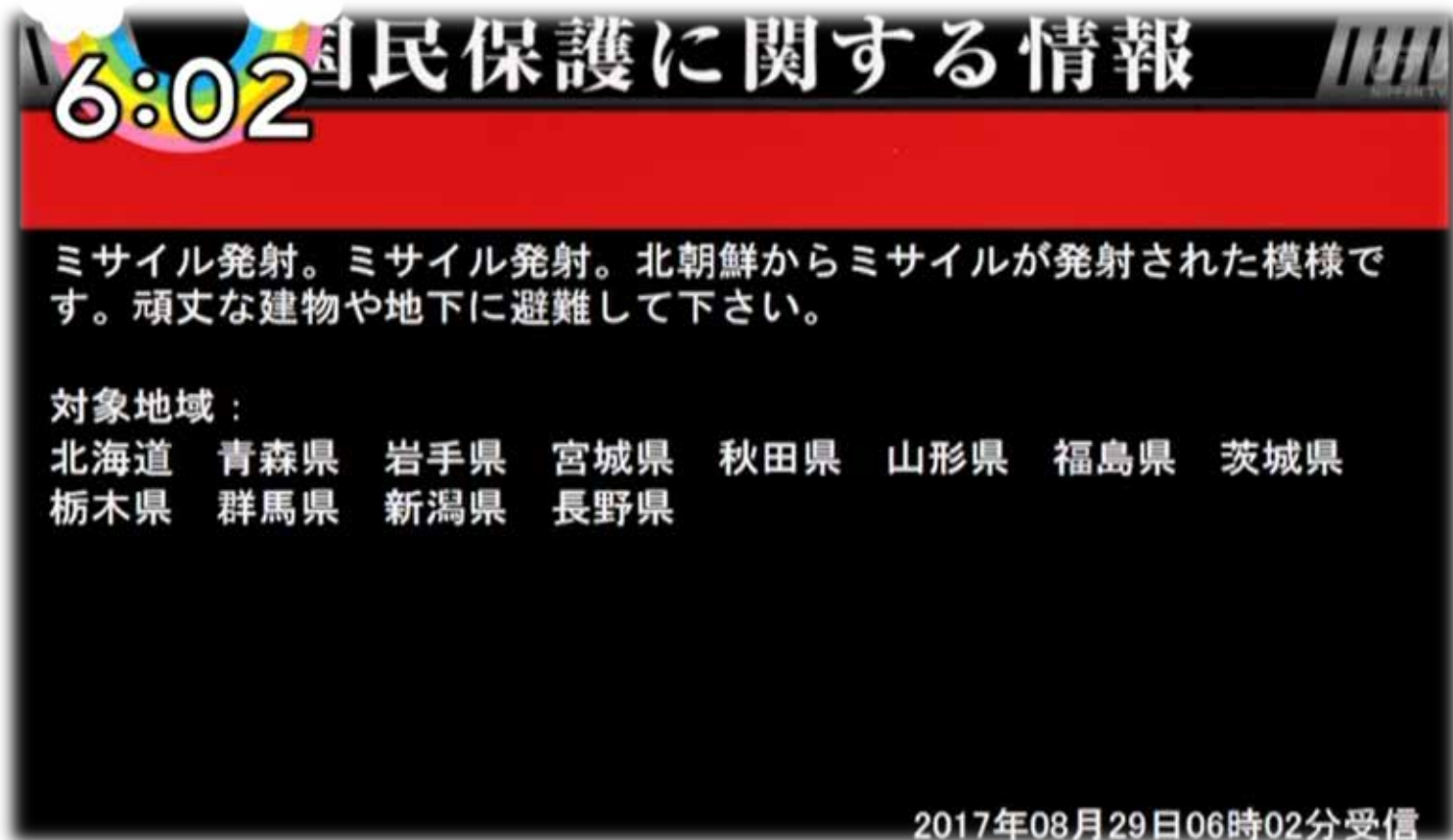


福島第一原発事故 1号機 / 3号機
(2011年3月)

1. 民放事業者の電波利用

～ 基幹放送の公共的役割 ～

6



6:02 国民保護に関する情報

ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難して下さい。

対象地域：
北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県
栃木県 群馬県 新潟県 長野県

2017年08月29日06時02分受信

Jアラート (2017年8月)

1. 民放事業者の電波利用

～地域に根ざした民放テレビ、ラジオ～

地域免許制度のもと、民放事業者はそれぞれの地域に根ざし、日々の暮らしに欠かせない基本的な情報取材して、多様で豊かな放送番組をあまねくお届けしています。

地方創生が推進されるなか、これまで以上に地域民放(テレビ、ラジオ)が果たす役割は重要です。

国内ばかりではなく、放送コンテンツの海外展開を通じて、農林水産品などの輸出拡大や、訪日外国人観光客の増加といった大きな波及効果が期待されています。

1. 民放事業者の電波利用 ～ 2020年に向けた放送の取り組み～



東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年、さらに将来に向けて、国民・視聴者に信頼され、期待される公共的役割をしっかりと果たしてまいります。

1. 民放事業者の電波利用

～ 2020年に向けた放送の取り組み～

- ・ 開催国にふさわしい競技中継をおこない、大会を盛り上げるために、新技術を取り入れながら準備を進めます。
- ・ 東京の狭いエリアで多数の競技中継・番組制作が集中します。特にマラソン、ヨット、自転車など、長距離を移動する競技の中継は大規模であり、FPU(映像伝送)やワイヤレスマイク(音声伝送)などの無線局を多用します。
- ・ 総務省の電波監理のもと、使用可能な周波数をしっかりと検討し、周到に準備する必要があります。

